

それから、A案の中では2つに分けておりますけれども、2号被保険者の方御本人が賃金を得られたときに、その標準報酬に伴いまして保険料納付の記録が残るわけでございますが、その納付の記録そのものを、その段階その段階で分けて3号の方にも残していく。妻の方も負担をしたという記録を残す。それに伴って老齢年金、障害年金、遺族年金のそれぞれを納付負担をしたことを基本に発生させていくという考え方もあるのではないかということです。

そうしますと、半分ならば半分に分けた負担の記録に基づきまして障害年金や遺族年金が出ることによって現在の仕組みと大分変わってしまうということで、それが不合理だということになりますと、A-2案の方は、老齢年金のみを発生させるという形で設計することも可能ではないかということです。その場合にも、完全に個人に分かれているのだから、それが65歳になってから老齢年金が発生すると見るととも、片方が年上だったり年下だったりする場合に、今と変わってしまうということであれば、両方とも65歳になった時点から発生すると見るととも、このような見方があり得るのではないかということでございます。

具体的に中身に入らせていただきますが、11ページは分割についてのそもそもの整理でございます。今は厚生年金の被保険者本人が納付をされた保険料につきまして、その御本人の方についてのみ納付の記録、標準報酬の記録が残っています。それに基づく給付も御本人についてのみ発生します。ただし、基礎年金に関しては既にその記録に基づいた期間につきまして3号被保険者の方にも発生をする仕組みになっておるわけでございます。これにつきまして、世帯の御負担は御夫婦が共同をして負担をされているものであるという前提に立って、その妻の共同負担というのも評価し、その負担の記録をきちんと分けておいて、それに基づいて年金の権利を発生させるという考え方があるのではないかということで、「方向性と論点」で示させていただいたところでございます。

仕組みの概略といたしましては、標準報酬の記録、保険料を納めた記録が残って、それで給付が設計されて、給付が発生するという仕組みになっているわけでございますけれども、これにつきまして3号被保険者の方についても同時に分割されて納付をされた記録が残るという位置付けをします。そうしますと、3号被保険者はその納付記録に基づいて負担を前提として基礎年金の計算がされ、あるいは報酬比例部分の計算がされるということに位置付けられるのではないかということでございます。片働き世帯について、保険料負担の記録を分けて2階を残すということでございます。

なお、下のような共働きの場合、2号-2号等につきましては、ここでは3号被保険者の負担と給付のは正の考え方として整理をいたしますので、完全な年金分割なり離婚時の分割ということで、別途の議論とさせていただいています。下の12ページの絵で見ていただきまますと、3号被保険者期間が発生しますのは20歳以上60歳未満ということでございますが、こ

の間の婚姻を続けていらっしゃる期間につきまして、被扶養配偶者ということになりますと3号被保険者になるわけでございますけれども、こういう期間につきましての納付の記録、標準報酬の記録を分割をして残しておき、それに伴いましての年金を発生をさせるということを考えられるのではないかということでございます。

13、14ページは具体的な例でございますけれども、一番上が老齢年金です。左側と右側で何が違うかといいますと、左は夫が年上、右は妻が年上ということになっています。仮に夫だけが働いているという片働き世帯を想定しますと、左側ですと夫2号の期間について①とIといった納付の記録が今までですと夫だけに付くわけですが、それを半分半分に分けて妻の方に記録を残しておくということでございます。その納付記録に基づきまして、それぞれが65歳になった時点から老齢年金が発生をするという形をとっております。これは厚生年金だけ書いておりまして、基礎年金は当然65歳から発生しますけれども、このように発生をするということでございます。それから、右の方は妻が年上の場合に妻から先に発生をするということです。今と違いますのは、例えば左の方でございますと、夫の方の白抜きの点線の部分、今は夫の方に65歳から発生する部分がありますが、それが半分になってしまふことをどう考えるのかということでございます。右の方ですと、妻が先に65歳から給付を受ける部分が今は夫だけだと出ない部分でございますが、これをどのように見るかということがあるかと思います。

少しその応用形で障害年金や遺族年金を付けておりますが、細かくなりますので簡単に申し上げておきます。夫に対して半分に分けた拠出について障害厚生年金を発生させる、あるいは、右側ですと、働いてはいない妻にも障害厚生年金出るということをどう見るのかという議論があるかと思います。今と大分変わりますけれども、実際に障害を負った場合の被用者の所得保障の面から見て、これは今と違うけれども、妥当と見るかどうかという論点があろうかということで示させていただいております。遺族年金につきましても、遺族年金制度そのものの在り方についてはまた御議論いただきたいと思いますけれども、半分に分けた記録での夫の遺族厚生年金を考えますとレベルが一遍に今の半分になってしまいますけれども、これをどう考えるのかというふうなことがあろうかということです。

今のような論点につきまして、15ページ、16ページに挙げております。老齢年金については、それぞれ65歳からとした場合、今よりも多い少ないという点をどう考えるのかという点、障害年金、遺族年金のそれぞれについても、図で見ていただきました論点を改めて記載させていただいている。

17、18ページは、老齢年金についてもそれぞれ65歳から出すことについて多過ぎる、少な過ぎるという点もありますが、障害年金、遺族年金についてもやや今とは違ってしまうという点がありますので、そこを少し修正したらどうかということです。

A-2の修正案といいますのは、17ページにありますように、老齢厚生年金だけを分割さ

せて発生させるという考え方とは違いかどうかということです。先ほど見ていただいたように、障害年金が半分に分かれて発生する、働いていない方についても障害厚生年金が発生してしまう、あるいは遺族年金も半分になってしまうというようなことに違和感があります。実際の所得保障、稼得能力の喪失ということとは違いがあるのではないかということになりますと、老齢のみ分割して発生させるということも考えられるのではないかということでございます。

A-2-ア案と書いてございますのは、老齢のみ分割をしていずれも65歳になった時点からそれぞれ発生させるということであると、A-1案と同じになりますけれども、そうなりますと先ほど見ていただいたように今と違って夫が先に60歳になってしまっても半分の部分しか出ません。妻が先に60歳になってしまふとやや今よりも多目に出てしまうという問題点もあります。

そこでA-2-イ案でございますけれども、それではいずれも受給権を得てそろったときから分割をしたらどうかということです。ドイツでも婚姻中の分割を最近の2001年の改正から導入し、同時に受給権を得たときから分割する仕組みを入れています。あるいは、カナダでもそういう仕組みがあると伺っております。そういう例も見ながらでございますが、ここで見ていただいているのは例えばA-2-イ案の左側の絵でございますけれども、夫の方が年上だった場合に夫だけが働いていたとしますと、夫は65歳から先に老齢という保険事故が発生して老齢厚生年金を受け始める。妻の方は記録は分けて持っておりますけれども、この方の老齢の事故というのは65歳から発生するということでございますから、この方が65歳になって初めて納付記録に基づいた老齢厚生年金を分割して受け取られるということで、これから発生させてはいかがかということでございます。

それから右の②の方でございます。これは夫の方が年下の例で書いておりますので、先に妻の方が65歳に到達するわけでございます。その後、夫の方は65歳になるまで時間があり、この間、働き続けたという例で書いておりますが、65歳になりました夫の方の老齢厚生年金が具体的に発生したときに、妻の方についてもそれが分割された形で発生をするという形がとれるかどうかということで書いております。こう見ますと、御夫婦合わせての所得保障のレベルから見ると従来のレベルよりも大き過ぎる、少な過ぎるという部分は生じないということであろうということでございます。

なお、これは繰り返しになりますが、離婚時等につきましてはまた別の問題です。これは婚姻を継続されている場合でそれが受給権を得た場合に、分割しての給付ということが考えられるのかどうかということで見ていただいているということでございます。

下の方の障害年金あるいは遺族年金につきましては、老齢年金のみを分割して発生させるということでございますので、障害年金については当然に従来どおり働いていらっしゃる方が障害事故に遭われた場合に、実際に稼得能力を失われた夫について障害厚生年金を発生さ

せております。それが妻の方にもその3号期間については納付記録が残るという形をとっておりますので、妻が65歳になると、障害厚生年金の給付の一部を、老齢厚生年金として妻の記録に基づいて分割するということはあり得るのではないかということで書かせていただいているます。

妻については、実際に働いていない場合には障害厚生年金は発生させないという形で書いております。遺族年金もそのものの在り方はございますけれども、実際に夫の方が亡くなられた場合に、今と同じように遺族厚生年金が発生するとしたらどうかということでござります。

それで19ページ、20ページでございますが、今のような仕組みを前提に見てみると、分割案といいますのは、実際には御夫婦が共同して世帯で生計を営まれている中で、片働きの場合でも負担をきちんと分けて給付を設計していくという考え方で位置付けられるのかどうかということでございます。この場合には厚生年金の仕組みの上で、今は基礎年金を既に3号被保険者と分けた形で発生させているわけでございますけれども、報酬比例部分につきましてもこれまでその世帯全体をカバーするということで給付を考えてきたわけでございますが、この報酬比例部分もそれぞれが負担をされたんだからそれぞれが給付を受けるという形できちんと分けて位置付けられるのではないかということで示させていただいています。ですので、例えば賃金が50万円であれば25万円分ずつそれぞれが負担をしたものとし、それぞれに対して給付がなされるということであると思います。

それから、これを考えます場合に強制分割が適当と書いております。ドイツ、カナダ等で任意の分割制度もあるようにうかがっておりますが、基礎年金の仕組みは既に半々で発生をさせていることもございまして、報酬比例部分につきましても当然に擬制をして記録を残すのであれば、それに半分ずつ発生をさせることになります。それから、制度施行後の期間を分割するということが妥当ではないかと書いております。当然ながら離婚時等につきましてはまた別な考え方もあるうかと思ひますので、それは別途御議論いただきたいと思っております。

それから標準報酬の62万の上限ということとの関係でございますと、半分ずつ発生するということで擬制をするということですから、上限を超えて負担を求めていくということまで考えなくてもいいのかという点も挙げてございます。

それから、パートタイム労働者との給付のバランスでございますけれども、分けて考えるということになりますと、その分けた時点におきましては3号被保険者の方が1階プラス2階ということで考えますと給付が厚くなることもあるということでございます。一方で短時間労働者の方に適用があるということになりますと、短時間の方は実際に被用者年金のグループに入り、収入があるということですので、その収入に比例して給付も増えていきます。世帯の2階の給付は増えていきます。妻だけで見れば、3号被保険者の方が負担を半分に分

けてしまって給付も発生するので厚くなることもありますけれども、パートタイム労働者の世帯について実際に負担に応じた給付ということで伸びていることを考えれば、一つの割り切りの考え方ではないかということで見ていただいている。

それから、繰り返し書いておりますが、離婚時については別途の議論が必要です。3号被保険者についての負担と給付の位置付けを直すということだけではなくて、2号と2号であるとか、あるいは1号と2号の関係であるというふうな御議論も、また別途お願ひをしたいと思っております。

パートタイム労働者との関係は、パートタイマーの方に負担を求めて1階、2階を設計するということと、3号被保険者の方に負担を求めて1階、2階を設計するということは、パラレルであり、関係が深いことでございますので同時に見ていただきたい御議論いただきたいということで示しています。

それから、在職老齢年金の調整の仕組み、あるいは年金課税の御議論との間で、分かれて半分になったレベルのものを前提にそういう調整をするということになるのかどうかという点があります。そうなりますと調整が緩くなるということになりますけれども、世帯で考えた場合にそれをどう考えるかという点も挙げさせていただいている。

次に21ページからでございますが、これは「方向性と論点」に挙げたものをもう一度確認的に示させていただいている。今のように、負担と給付の関係を位置付け直すだけでは個人の負担が徹底していないとなりますと、実際に負担を求めていくのか、それとも負担ができるのであれば給付の方を少し減らしても調整をするかということになろうと思います。これにつきまして共通の論点といたしましては、3号被保険者の方について自ら納付していただくという考え方はこれから社会に望ましいという観点とともに、一方で現実に収入のない3号の方の負担をどう求めていくのか、あるいは給付を調整することが年金保障という点からどうなるのかということも考慮する必要があるということを挙げております。

それから、現在は世帯で見ますと給付と負担のバランスはとれておるというふうな考え方もある中で、より負担を求める、より給付を減らすということになると、今の給付と負担の関係が変わるけれども、これをどう考えるのかということがございます。それから、実際に給付を減らすことを考えた場合に、まだ現実に働いていらっしゃらない女性がいる中で、低年金者や、無年金者の増加につながるようなおそれはないかということも考えていく必要があるということを挙げさせていただいている。

まず負担調整案、これも「方向性と論点」で示したものですが、23ページからでございます。負担調整案として例えば23ページに示しておりますのは、一律に基礎年金の一定部分程度はその受益に応じた負担をしたらどうかということで、ここでは1万3,300円の半分程度、6,650円を一律に皆さんに負担をしていただいて、その残りを厚生年金の保険料応能負担で負担をいただくということもどう考えるのかということで、見ていただいております。

それで、24ページの論点に挙げておりますように、これから負担が上がらざるを得ない中で応能負担の要素を減らしてしまうことが妥当かどうかということ、それから、1号被保険者の方の負担との関係で考えますと、基礎年金の半分程度までという考え方についてどう考えるのかというようなこと、事業主負担の位置付けをどう考えるのかというようなことなどがあろうかということで挙げております。パートタイム労働者との関係では、同じような負担調整案も示しております。給付を減らす案との関係は両立しないかもしれません、それ以外は両立し得るかということで示させていただいております。

それから25、26ページでございます。負担調整案Ⅱでございますが、これは3号を持つ2号被保険者の保険料率を少し上げて、それ以外の方の保険料率をその分、下げるという案でございまして、従来から見ていただいているものと同じ計算ですが、総報酬制により保険料率が変わって計算がされて、少し負担と給付の関係が変わつておるということでございます。

それで、26ページの論点に挙げておりますように、3号を持つ方だけについて率を変えて負担を求める事、その中だけで応能負担をするとなりますと、報酬の高い方がより高い負担になりますが、その辺をどう考えるのかという点があります。それから、そもそも被扶養配偶者を持つか持たないかで保険料が変わるとなりますと、雇用の関係に影響を及ぼしてしまうのではないかということを示しております。

それから、被扶養配偶者を持つ持たないだけではなくて、男性女性の違い、給付の期間の違いとか、子どもの有無等ということにつきましても、それぞれ被用者の間でリスクの違いはあるわけです。それを今は一律の保険料率で負担をいただいているが、その辺に差を付けることについて被用者年金のグループとしてどう考えるのかというようなことを挙げさせていただいております。

一番の下の方では、ここまで完全に分けてしまうということではなくても、本案の変形といったしましては何がしかの負担を3号を持つ2号に求めるという調整的な考え方もあり得るのかということで少し論点として挙げさせていただいています。

それから、給付の方を減らせるのかどうかということでございますが、27ページ、28ページの方です。給付調整案－Iといいますのは、例えば基礎年金についての負担を実際にはされずに基礎年金の給付を受けていらっしゃるということであれば、国庫負担程度は国民年金免除と同じような考え方で給付できるかもしれないけれども、それ以上は調整をするということで、I案の方は国庫負担2分の1相当の部分だけ給付する設計とする考え方でございます。II案の方は、半額免除程度までは被用者年金としてカバーし合うけれども、それ以上にはカバーをしないということでございまして、4分の3までの水準で給付をするということでございます。それで、これらについて追加納付があれば基礎年金も満額とするようなこともあり得るのかということで書かせていただいております。

これに対します論点は29ページの方ですが、老後の共通部分の保障という基礎年金の水準

に差を付けること、パートタイム労働のときと同じでございますけれども、これをどう考えしていくのかということでございます。合理的と見るかどうかということです。それから、半額免除なり全額免除なりということは、国民年金の場合には負担の能力を見させていただいた上で判断をしておりますけれども、ここでは一律に免除扱いとすることについて妥当かどうかということがございます。それから、そういう負担が小さい方については、パートタイム労働者の議論と同じでございますけれども、基礎年金拠出金単価の負担が小さくなってしまうということを妥当とすべきかという論点を挙げさせていただいているところでございます。

31ページからでございますが、なかなか具体的に負担と給付を求めるのが難しいとすれば、現実的に範囲を縮小していくことは考えられないかということでございます。例えばパートタイム労働者への適用拡大をしていくことや、被扶養の配偶者の認定基準、130万円の基準を縮小していくということをどう考えるのかということでございます。この場合に、ここに書いておりますのは、これも「方向性と論点」なり女性と年金検討会で示してありましたように、上限を超える収入を得ていらっしゃる方について3号を持っていれば上限を設定しないで実際の負担を求めるけれども、給付には反映させないということで、比較的高収入で3号を持っている方のバランスを取るような現実的な是正の方法もあるのではないかということも挙げさせていただいている。

32ページは論点でございますけれども、短時間労働者への拡大ということで見ていただきますと、先ほど短時間労働者の拡大の参考資料にありましたように、今、30時間未満で20時間以上勤務の方というのは6割くらいになっております。実際にパートに出ていらっしゃる方を20時間で適用しますと、6割くらいの方は被保険者本人としての位置付けになって適用されるということで、それで実質的な3号被保険者の縮小ということが図れるわけですが、これを十分と見るかどうかということがございます。

更に被扶養者の認定の基準、130万円の年収基準というものを引き下げる。例えば、パートタイマーの賃金の65万円、賃金と年収で違うんですけれども、同じような基準で考えるということもあり得るかと思いますが、これについてどう考えるかということがあります。もう一度確認をしておりますけれども、パートタイマーの方への適用拡大の基準は、自ら賃金をどの程度得ていれば被用者仲間と見るかということでございますけれども、一方で被扶養を受けている配偶者の基準は年収です。もちろんの収入があるでしょうから、扶養を受けていると見られるかということが基準であるということで、これは違う考え方であるということを留意いただきたいということでございます。実際に130万円の認定の基準を変えるということになると、給付は変わらないけれども具体的な負担を増加させていくということで、これを現実的にどう考えるのかというようなことですね。

それから、パートタイマーへの適用を図っていきますと、先ほどの参考試算で6割くらい

がカバーされていることをどう考えるか。それから、実際に130万円から下げる判断をします際には認定の実務の問題も出てきます。今は所得税の非課税ラインは103万円でございますけれども、これを下回るような基準に引き下げて判断をすることになりますと、収入のデータは課税の方からはできませんので、適正な認定をどうするのかという実務上の問題はありますかと思っております。

なお、医療保険につきましても3号制度をつくる以前から被扶養者認定の基準がありましたが、基本的には、被用者に対する社会保険ということで同じように考えていかなければいけないということでありましょうけれども、給付と負担の関係が違うということもあって、医療の方も同時に議論をしていく必要があるということでございます。

最後になりますが、33ページで先ほどのように標準報酬の上限を撤廃して負担を求めるにつきまして妥当かどうかということについても論点を挙げているということでございます。

後半の障害年金の仕組みや遺族年金の仕組みについては、参考でございますので省略させていただきます。

長くなりましたが、以上です。よろしくお願ひいたします。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。今日は長時間資料の説明をこれまで伺ってまいりました。あと40分か45分ほどまだ時間がございます。今日はまず初めに神代委員の方から「多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して」という報告書についての説明があり、その後、事務局から「短時間労働者への厚生年金の適用拡大について」、更に「第3号被保険者制度の見直しについて」の説明がございました。それぞれ先ほど申しましたように、必ずしも同じ問題ではない面もございますし、また重なっている面もございますけれども、今日のところは特に論点を分けずに、これらの資料につきましてまず御質問を中心に伺います。もちろん意見でも一向に構いません。御自由に質疑や御議論をいただきまして、先ほど申しましたように次回までにこれらの問題につきまして意見書をいただき、次回集中的に議論をしたいと考えております。 それでは、どこということは特に申しませんので、この3つのうちの報告につきまして質問等がございましたらどうぞ。

○ 小島委員

初めに意見が1つあります。有識者アンケートの件ですけれども、先ほど冒頭のところで高橋課長から時間の関係、予算執行の関係があつてこの部会に報告する前に有識者に送付したというお話をありました。やはり本来から言えばこの部会にも報告をいただき、どういうアンケート項目にするのかということについての議論をした後でやっていただきたかったと思っております。

それと、この有識者アンケートの項目、質問内容、設問をざっと見させていただきました

けれども、中身を見ますと少し問題があるのではないかと思っております。昨年12月の「方向性と論点」に基づいて、その選択肢についての設問ということになっております。年金の体系をどう考えるかということについてはそもそも議論の基本になるんだろうと思いますが、これについては一番最後に設問をしているといったこととか、それからこのアンケートはどうも保険料固定方式を中心とした設問になっており、恣意的な設問になっているのではないかという感じがいたしますので、それについての意見を言っておきたいと思います。

次は質問ですけれども、32ページのところで、被扶養認定130万円と厚生年金の適用拡大の年収要件65万との関係ということで御説明をいただきました。必ずしも適用の年収要件を65万にするということと被扶養認定基準130万円を引き下げるということは同一ではないということだと思いますけれども、この辺の関係についてもやはり議論としては必要だと思います。

例えば130万円を引き下げるといった場合、32ページには収入をどこでどうやって把握するのかが難しいんだという御説明が入っていますけれども、これは本当にそうなのかということです。少し具体的に言いますと、被扶養認定基準130万円を今までどおりにしておきますと、適用拡大の収入要件65万円は賃金ですので、1か所で賃金が例えば60万円ということになりますと65万円以下ですので適用から外れます。それで賃金は60万円だが、それ以外の収入が60万円だとすると合わせて、年収にして120万円ありますが、これも被扶養認定が130万円ですと被扶養扱いになるということで引き続き3号だということになります。被扶養認定基準と適用拡大に伴う年収要件の整理というのは今、言ったようなことで理解していいのでしょうか。

○ 宮島部会長

前半の方の御意見は、承知いたしました。後半の方につきまして、年金課長の方からお答えいただきます。

○ 木倉年金課長

まず、短時間労働者について賃金の要件で65万円ということを見て、前提として被用者グループ適用ということを考えるかどうかということだと思います。年収要件だけで見ましてもいざれを下げるということについては、今の130万の具体的な認定の仕組みというのは、市区町村等の非課税証明を利用しています。非課税証明の中で103万円までだと課税所得なしということが書いてあるわけでございますけれども、そのときに実際の収入は幾らかということを書いてある場合と書いていない場合があります。これは一律ではございませんので、なかなかその辺は判断がしづらい面があるということでございます。それで、パートに出ている場合で考えても、給与所得の所得税の課税の最低控除65万がありまして、それに基礎控除の38万が乗った103万までが課税されないわけありますけれども、それを大きく下回つての給与収入ということになりますと課税という面で見られないということになるわけで

す。他の収入についてどの程度あるかということはなかなか捕捉し難いので、本人の申出をどうやって認定するのか、どのような割り切った仕組みを考えればいいか、なかなか難しい面があるということで挙げさせていただいている。

○ 宮島部会長

ほかに少し御自由にどうぞ。今日は基本的な考え方沿って幾つかの案が示されました、もちろんほかにも考え方はあるかもしれませんと思います。

○ 堀委員

今的小島委員の質問に関連してですが、65万というのはこの資料では年間賃金または年間収入ということになっています。後者の年間収入65万円には、賃金以外の収入も含むような説明があったと思います。収入ベースの場合、極端な例では、後者が1万円で64万円が資産収入などという場合が生じるわけですが、このような者を被用者保険である厚生年金の被保険者にしていいのかという問題がある。ただ、賃金ベースにすると今小島委員が指摘したような問題が生じます。この問題についてはどう考えているのかというのが1つです。

2つ目は、第3号被保険者の分割案についてです。図を見ると第3号制度は残したまま給付だけを分割するという案になっていると思います。そういうことでは第3号問題として批判されている、「保険料を払わずに基礎年金をもらえる」という問題は解決できないのではないか。保険料を払ったとみなす擬制があって初めて基礎年金の権利が生じるので、第3号ではなく、第2号に位置づける必要があるのではないかという感じがするのですが、その辺をどう考えているかということです。

次に資料に関する意見を述べたいと思います。1つは短時間労働者に関する参考資料22ページの表です。この表は非常に誤解を招きやすい。例えば、健康保険とか厚生年金の被扶養者から外れるということで収入調整をしているという方は38%とありますが、これではパート全体の約40%が健康保険・厚生年金を理由として収入調整をしているという誤解を与えます。パート全体の四十何%が収入調整をしていますが、これを分母とし、健康保険・厚生年金を理由として収入調整をしている者を分子として割合が38%ということです。したがって、パート全体から見れば17%だけが健康保険・厚生年金を理由として収入調整をしている。だから、こういう表ではなくてパート全体の中に占める健康保険・厚生年金を理由として収入調整をしている者の割合を示すべきです。あるいは、この表と合わせて示した方が誤解を招かないのではないかと思います。

それからもう一つ資料のお願いですが、年金の分割に関する外国の詳細な制度の説明をお願いしたいと思います。それから、その際に年金も一種の財産権、期待権の部分もあると思うのですが、これはやはり憲法25条等の憲法問題があるので、その辺も外国ではどうしているかという資料があつたら出していただきたいと思います。以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。資料の点が2つございましたが、これについては、次回できればお願ひします。

○ 木倉年金課長

外国の制度については、離婚のところと一体不可分の部分もありますので婚姻中のものもまだ詳細は十分把握し切れていないものもございますが、今わかっている範囲のものをお示しさせていただきたいと思います。

それから、最初の方の御指摘ですが、賃金収入とその他収入とをごっちゃにしたような説明を申し上げてわかりにくかったと思いますけれども、短時間の方の資料の13ページで見ていただきましたように、収入の要件だけで適用するとした場合にどうかということでございます。小島委員がおっしゃったのと同じことですけれども、その事業所での賃金は少なくとも副収入がある場合につきまして、きちんと分けて、その賃金だけで適用を考えられれば一つの割り切りかもしれません、なかなか分け難い面もありまして認定しにくい面もあります。どこまでをサラリーマン仲間ということでとらえるのかという議論があるかということで挙げさせていただいている。あくまでもその適用を考える場合には、その事業所からの賃金、事業所での就労時間ということでとらえていくのが基本ではないかと思っております。

それから、3号の分割案につきましての位置づけの仕方でございます。これも、まだその法制的な位置付けの仕方はきちんと整理し切れていないくて、いくつか考え方を示させていただいておりますので、わかりにくいかと思いますけれども、給付だけを分けるというよりも、納付した事実を納付記録として分けた記録で残して、その負担の記録に基づいて給付を発生させるということです。負担の記録があるからこそ給付を発生させるというような仕組みでの位置付けができるのかということです。そういう前提が置けないかということで見ていただいている。

○ 大澤委員

資料についての質問ですけれども、同様のグラフが資料1と資料2-2にございます。資料1は研究会報告ですけれども、資料編の3ページを見ますと、女性の年齢階級別雇用者比率と厚生年金被保険者比率についての比較、次のページが男性についての比較、これは平成元年と平成11が比較されています。資料2-2の方は20ページになりますけれども、2年ずつ更新されていますが、特にこの2-2の20ページの図は、傾向は同じなんですけれども乖離は拡大しているという御説明だったと思います。

これらの図について、もちろん乖離が広がっているということも大きいんですけれども、特に平成元年の方に見られる点線の図というものを見ますと、雇用者比率と被保険者比率のグラフの傾きが、プラスなのかマイナスなのかということが一致をしているのですが、平成11年になりますと20代の後半のところと40代では傾きのプラスマイナスが逆になっています。その傾向は、平成3年と13年を比べますと3年のところでは、ずれてきていますのでち

よつと違ってはいますけれども、傾きのプラスマイナスが平成元年の辺りでは2つのグラフが一致していたのに、それ以降になってくると逆行する部分が出てくるというところの解釈といいますか、考え方というのはどんなふうに持ていらっしゃるのかお聞きしたいです。

私の考え方を言わせていただきますと、かつては雇われて働くということと厚生年金が適用されるということが連動していた。ところが、第3号被保険者制度というものが入ってきて定着をしていく中で、雇われて働くということと厚生年金が適用されるということがむしろ逆行するような状況になってきている。もう少し待っていると男女の賃金格差や就業機会が均等化してくるから、そうなれば第3号被保険者制度は解消できるんだという、待っていればいいという趣旨の議論に対する反証をこういったデータの中から読み取ることも可能なのではないかと思います。つまり、制度が邪魔をして就業や賃金における男女格差というのが固定化されている部分があるといった解釈に、かなりいろいろな仮定を置いた解釈ではありますが、つながっていく気もしますので、こういった傾きが逆行している部分が出てきているということについてどのようにお考えになったのか、質問させていただければと思います。

○ 宮島部会長

これは、神代委員から何かございますか。

○ 神代部会長代理

傾きが逆行しているというのは、どこのことですか。

○ 大澤委員

資料1の方が非常にはっきりしておりますので、これで見させていただきますと、かつては2つのグラフすべて傾きは一致しています。雇用者比率と被保険者比率で傾きのプラスマイナスが一致していたということは見ていただけると思うんですが、実線の方になりますと20歳から24歳のところと、それから25歳から29歳と、簡単に20代前半と20代後半というふうに言わせていただきますけれども、実線を見ますと雇用者比率は下がっているけれども、被保険者比率は上がっています。

これはパートやアルバイトの働き方をしていた人が正社員になるということによって、雇用者比率は減りますけれども、被保険者の比率は上がる。ところが、40代のところを見ていただきますと、雇用者比率は上がるのだけれども、被保険者比率はむしろ下がっています。ほとんど平らではございますけれども、そういう部分もあって、結果としてこの乖離の部分の形が以前とは異なって凸レンズ型みたいになってくるという部分が認められるわけです。こういうことについてどんなふうに御議論があったのか、もし御議論があったのであれば教えていただきたいということでございます。

○ 神代部会長代理

私の記憶では、余りその辺の議論はなかったと思います。